

## 仕様書（その1）

### 1 業務件名

恩納分屯基地における売店の設置及び経営

### 2 業務内容

売店の設置及び経営

### 3 相手方の選定

本業務を行う者は、恩納分屯基地司令（以下「甲」という。）が選定する。

### 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得ること。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省大臣官房会計課長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがある。
  - ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違背したとき。
  - イ 本業務の解除をしたとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。

### 5 国有財産使用料

丙は、乙に売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。また、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに会計年度の全額を一括して前納すること。

### 6 設置場所

沖縄県国頭郡恩納村字恩納7441-113に所在する恩納分屯基地において、乙が指定する場所とする。

### 7 設置条件

- (1) 設置場所における空調設備の運転・温度調節等は、乙が指定する。
- (2) 国の行事及び緊急時等は、庁舎及び施設（設置場所を含む。）を国が優先して使用するものとする。
- (3) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、設置及び経営を行うこと。

### 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

### 9 使用許可期間

令和7年4月1日（火）～令和12年3月31日（日）

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合は、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更する場合がある。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

## 10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用しないこと。

## 11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について、常に心掛けること。
- (2) 丙は、本業務の従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 丙は、本業務の従事者を、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入しない者とする事。
- (4) 丙は、本業務の従事者の身元を保証するとともに、本業務に従事する前までに従事者名簿を甲に提出すること。また、甲が、従事者名簿の記載事項を確認するため書類（履歴書（写し））等を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行うこと。

## 12 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合は、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、食品等を販売又は取り扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の定めるところにより厚生労働省が示すHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

## 13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び乙の指示及び本業務を行うに当たり知り得た一切の情報を本業務の履行以外の目的に使用しない、又は第三者に開示しないこと。
- (2) 丙は、本業務の従事者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取ること。

## 14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違背した場合、及びその他本業務に関して甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し一切の損害を賠償すること。
- (2) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲及び乙の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用する物品及び商品に損害があった場合は、甲及び乙に対し損害賠償その他一切の請求をすることはできない。
- (3) 丙は、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害賠償その他一切の請求をすることはできない。

## 15 業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとする場合は、6ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用許可物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

- (2) 丙が本仕様書に記載されている遵守項目に違背した場合又は故意の過失により甲、乙及び利用者に被害が発生した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。
- (3) 国有財産使用許可書の許可条件に違背した場合は、直ちに本業務を解除することとし、次回以降、公募への参加を認めない。

## 16 業務仕様

- (1) 丙は、本業務を行うに当たり、甲及び乙の指示に従うこと。
- (2) 丙は、提出した各種書類に基づき業務を適正に履行することとし、提案した内容について変更する場合は、甲と協議すること。また、食材、容器及び燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議すること。
- (3) 丙は、庁舎内等への立ち入りについて、関係規則に基づき手続を行うこと。
- (4) 丙は、乙が計画した防災訓練について、甲及び乙の指示に従い参加すること。
- (5) 丙は、商品が食品の場合は、東日本大震災の被災地の復興に向けた被災地産品及び国産農林水産物・食品の優先的な利用に努めること。
- (6) 丙は、本業務に使用する物品が特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合は、その基準を満たすものであること。
- (7) 丙は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (8) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり、防衛省における価格を防衛省以外における価格よりも安価とするよう努めること。
- (9) 丙は、有料無料問わずプラスチック製の買い物袋を配布しないこと。
- (10) 丙は、設置場所の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (11) 丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、本業務により生じた廃棄物を適正に処理することとし、処理状況等を甲の指示に従い報告すること。
- (12) 丙は、本業務を行うに当たり、排水管を使用する場合は、甲及び乙が指定する排水管について、年に1回以上の清掃を行うこととし、実施結果を報告すること。清掃方法は、原則、5～30MPaの高圧の水を噴射して洗浄する高圧洗浄法とし、状況により、スネークワイヤを併用し洗浄すること。また、高圧洗浄法及びスネークワイヤが使用できない場合は、空圧式清掃法又は洗浄剤法により洗浄すること。
- (13) 丙は、全隊員に等しく、商品を販売及び提供すること。また、切手、はがき及びたばこを取り扱う場合は、甲の指示に従うこと。
- (14) 丙は、価格を問わず、キャッシュレス決済に対応すること。また、キャッシュレス決済に支障をきたすことのないよう調査及び点検を適宜実施すること。
- (15) 利用者から要望又は苦情があった場合は、丙は、必要措置の検討について甲との協議に応じること。
- (16) 丙は、翌月10日までに本業務の売上金額を甲に提出すること。また、会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに甲の指示に従い提出すること。
- (17) 丙は、商品を販売及び提供するに当たり重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合は、甲に速やかに報告するとともに、甲の指示に従うこと。

(18)丙は、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合は、甲と相互に連携を図り協力すること。

## 16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、同法第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

## 17 仕様の細部

仕様書（その2、3）のとおり。

## 仕様書（その2）

### 1 設置業種

- (1) 物品販売
- (2) クリーニング取次及び衣料品・縫製サービス

### 2 営業日及び営業時間

土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までの間）を除く毎日0815から1700までとし、それ以外は別途協議すること。

### 3 営業条件

上記1(1)は、日用品、食料品、一般的な売店における商品を販売及び提供すること。

## 仕様書（その3）

### 1 設置業種

隊員クラブ（喫茶（飲酒提供含む））

### 2 営業日及び営業時間

土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日までの間）を除く毎日1100から2100までとし、それ以外は別途協議すること。

### 3 営業条件

- (1) アルコール・ノンアルコール飲料を販売及び提供する場合は、1700から閉店までの間とする。
- (2) 厨房設備にはグリース阻集器を設置の上、毎日清掃を行うこと。また、毎月最終営業日に清掃実施後のグリース阻集器の写真を撮影し、翌月10日までに官側に提出すること。
- (3) 本業務履行開始前までに、保健所へ必要な届出等を行い、收受印が押された営業届出書の控えの写し、営業届証明書又は営業許可書を速やかに担当者に提出すること。その際、営業届出書に記載する所在地は「沖縄県国頭郡恩納村字恩納7441-113 航空自衛隊恩納分屯基地庁舎1階喫茶室」とすること。  
※ 保健所による立会い検査が必要な場合は、保健所と調整の上で、立会い検査日及び入門手続等について担当者と調整すること。